

米国の関税政策 (木材関連)

2025年4月14日現在

林野庁 木材利用課

米国の関税政策（相互関税）について

4月2日に、米国は国際緊急経済権限法(IEEPA)に基づき、次の関税政策を発表。**ただし、木材（うち丸太、製材、合板等）、医薬品、半導体などは除外。**

- ① 4月5日から、全ての国に10%関税(最低税率)を課す
- ② 4月9日から、57の国・地域に対して個別の高い関税(上乗せ税率)を課す(日本は14%)

【相互関税(最低税率+上乗せ税率)の概要】

● 最低税率

4月5日から、全ての国を対象に10%

● 上乗せ税率(57の国・地域)

- ・ 対象国に対して個別の高い関税
- ・ 4月9日に一旦発動後、同日に90日間停止

※ 日本 4/5～: 現行税率+10%

7/9～(予定): 現行税率+24%

● 除外品目

- ・ 木材、医薬品、半導体、鉱物性資源など
- ・ 現行税率が適用
- ・ 除外品目は世界共通
- ・ 4/2大統領令のANNEX IIに記載

相互関税

(主な国の相互関税率)

国・地域名	相互関税率
日本	24%
EU	20%
中国	125%

対象国は最低税率
10%の関税が適用
(90日間)

2025年3月までに発動
済みの45%の追加関
税との累計で170%

※ カナダは相互関税の対象外、現行措置である
「現行税率+25%&USMCA適合品免除」を継続

【木材関税率】

(相互関税※ + 現行税率が適用) ※4月14日時点: 10%
木製建具、その他木製品、木製食器等(HS4414-4421)

(現行税率が適用)
丸太、製材、合板、チップ・ペレット等(HS4401-4413)

米国の関税政策（木材関連）について

- ・ 3月1日に、米国は木材関連の政策として、次の2つの大統領令を発表。
 - ① 木材についての通商拡大法第232条調査等に関する大統領令
 - ② 米国木材の増産に関する大統領令
- ・ これら2つの大統領令に基づく調査は、現在実施中。

【3月1日に署名した2本の大統領令】

（現在調査中。今後新たな措置の可能性）

● 木材についての通商拡大法第232条調査等に関する大統領令

林産物の輸入超過となっている現状が国家安全保障に与える脅威を緩和するための、関税措置、輸出制限、国産品増産のためのインセンティブといった対応等について調査し、270日以内に結論を出すもの。

● 米国木材の増産に関する大統領令

木材生産及び健全な森林管理の改善に関する権限を拡大する立法案を30日以内に作成するなど、署名から280日後までの段階的な行動計画。

（米国商務省、通商拡大法232条調査開始）

3/10に木材・製材の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始。

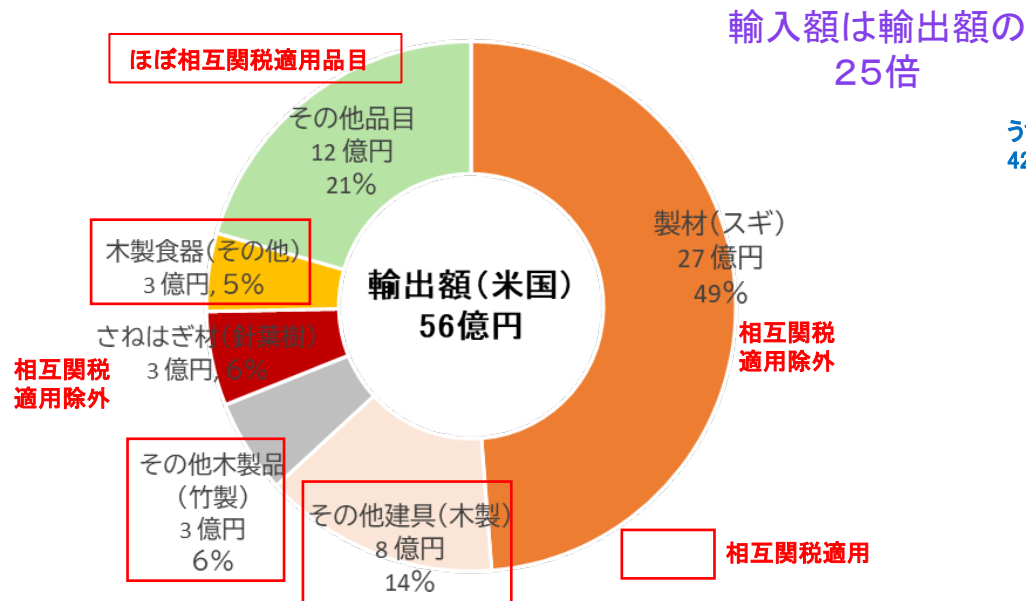
（米国農務省4月4日のプレスリリース）

連邦林における木材生産を増大させるため、インフラ投資・雇用法に基づき緊急事態決定を実施し、林野火災又は病虫害リスクのある連邦林113百万エーカー（約46百万ha）をその対象に指定し、森林施業における手続きの簡素化等を推進する旨の文書（secretary's memorandum）を発行。

我が国の米国との木材貿易について

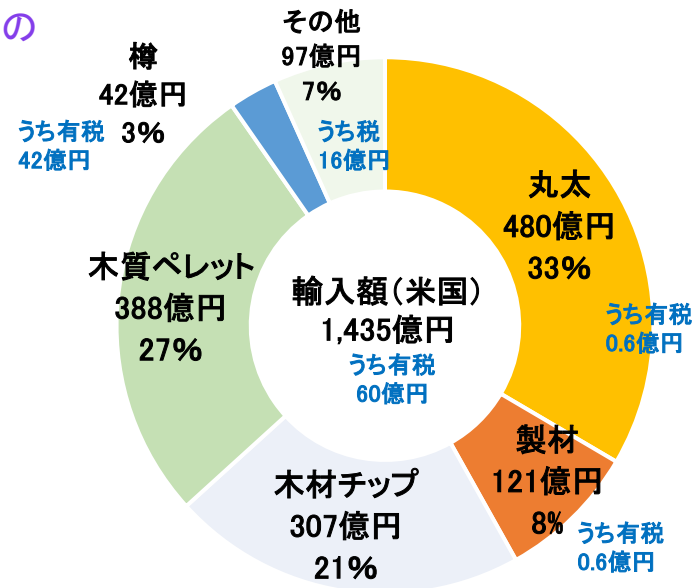
- 我が国の米国への木材輸出額は56億円(2024年)。中国、フィリピンにつぐ第3位の輸出先。スギ製材が27億円で49%を占める。
- 木材輸入額は、1,435億円(2024年)。ベトナム、EU、中国につぐ第4位の輸入先。主な輸入品目は、丸太(33%)、木質ペレット(27%)、木材チップ(21%)。

米国への木材輸出(2024)



出典:財務省貿易統計

米国からの木材輸入(2024)



輸入額のうち有税の品目:60億円(4%)

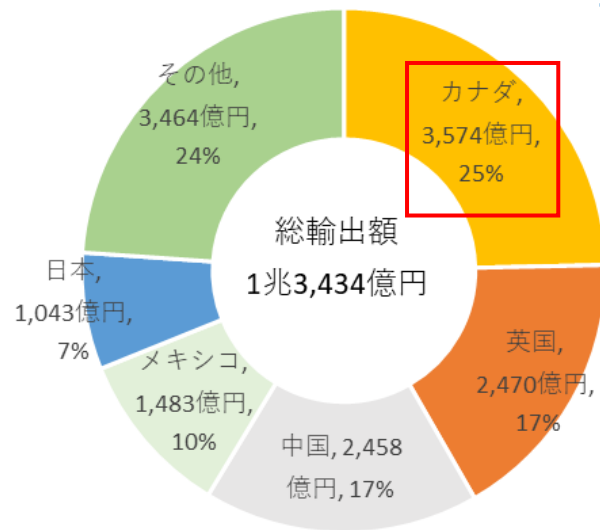
→丸太(0.6億円)、製材(0.6億円)、樽(42億円)、その他(16億円)

- 相互関税適用除外:約55%(製材、さねはぎ材)
- 相互関税適用:約45%(建具、その他木製品、食器等)

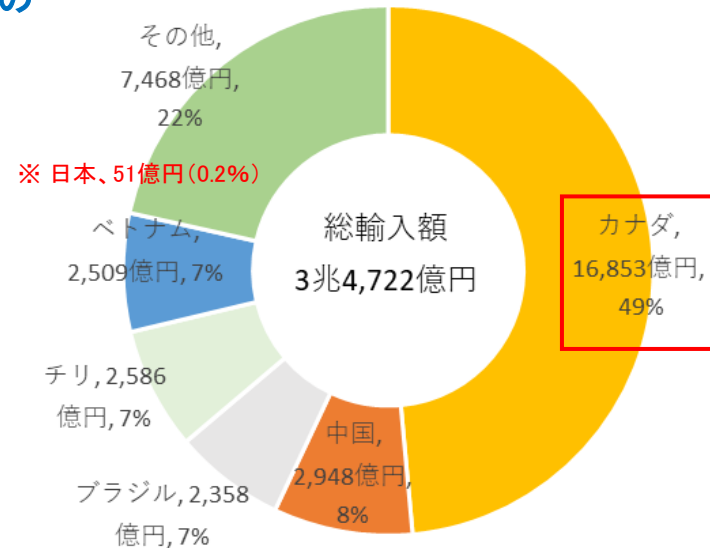
米国の木材貿易について

- 米国の木材輸出額は約1兆3千億円(2024年)。主な輸出先は、カナダ(25%)、英国(17%)、中国(17%)、メキシコ(10%)、日本(7%)。
- 木材輸入額は、約3兆5千億円(2024年)。主な輸入先は、カナダ(49%)、中国(8%)、ブラジル(7%)。日本からは51億円(0.2%)の輸入。

米国の木材輸出(2024)



米国の木材輸入(2024)



出典: グローバル・トレード・アトラス、三菱UFJ銀行(為替相場)

● カナダが輸出入ともに第1位の相手先

- 輸出で25%(建築用木工品、製材等)、輸入で49%(製材、パーティクルボード・OSB等)を占める。
- カナダとは針葉樹製材紛争をかかえており、2024年には米国がダンピング防止税及び相殺関税を引き上げ。これにより、カナダから輸入される針葉樹製材の関税は、両税の合計で14.40%(一部輸出業者は税率が異なる)。

米国の木材貿易（輸入詳細）について

米国の木材輸入の詳細(2024)

輸入先国	木材輸入額	割合	主な品目
カナダ	1兆6,853億円	49%	製材、パーティクルボード・OSB
中国	2,948億円	8%	その他木製品、寄木
ブラジル	2,358億円	7%	さねはぎ加工、合板
チリ	1,586億円	5%	合板、繊維板
ベトナム	1,509億円	4%	合板、建築用木工品
ドイツ	1,143億円	3%	製材、繊維板
インドネシア	1,086億円	3%	合板、建築用木工品
メキシコ	1,045億円	3%	建築用木工品、その他木製品
総額	3兆4,722億円		

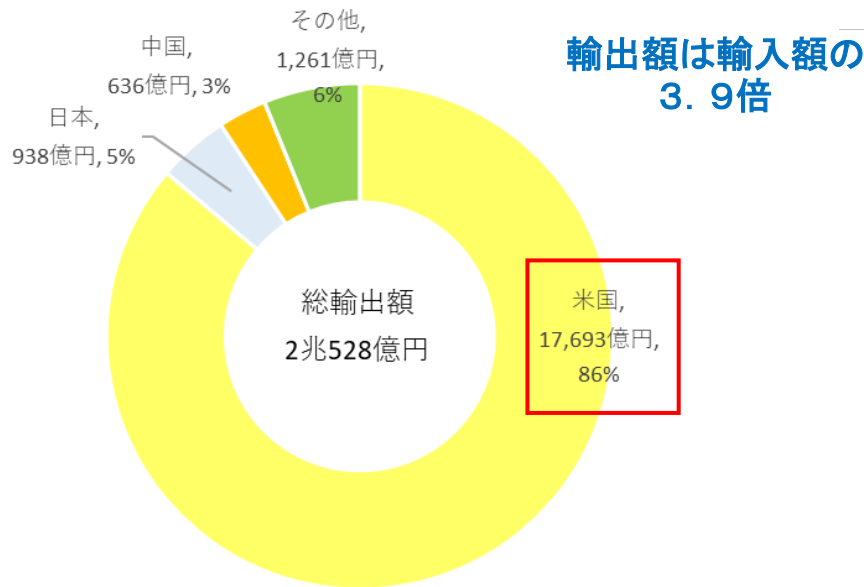
- 輸入先第1位のカナダ(49%)からの木材輸入額は、5割が製材。
- 日本からの輸入は、51億円(0.2%)

出典:グローバル・トレード・アトラス、三菱UFJ銀行(為替相場)

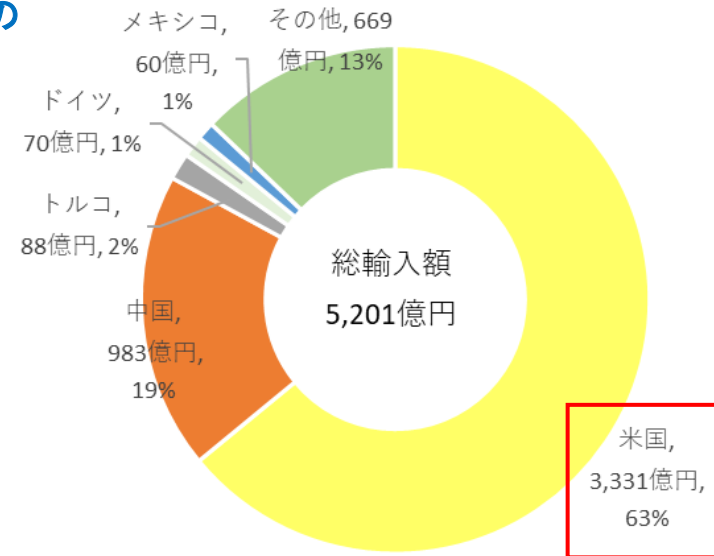
米国の関税政策（対カナダ・木材）について

- 3月4日、カナダとメキシコからの輸入品に対し、25%の関税引き上げを実施（6日に米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）に適合した輸入品について4月2日まで猶予を発表）。
- 4月2日には、新たに相互関税の賦課はなく、従前の25%関税引き上げ及びUSMCAに適合した輸入品について免除を継続。

カナダの木材輸出（2024）



カナダの木材輸入（2024）



出典：グローバル・トレード・アトラス、三菱UFJ銀行（為替相場）

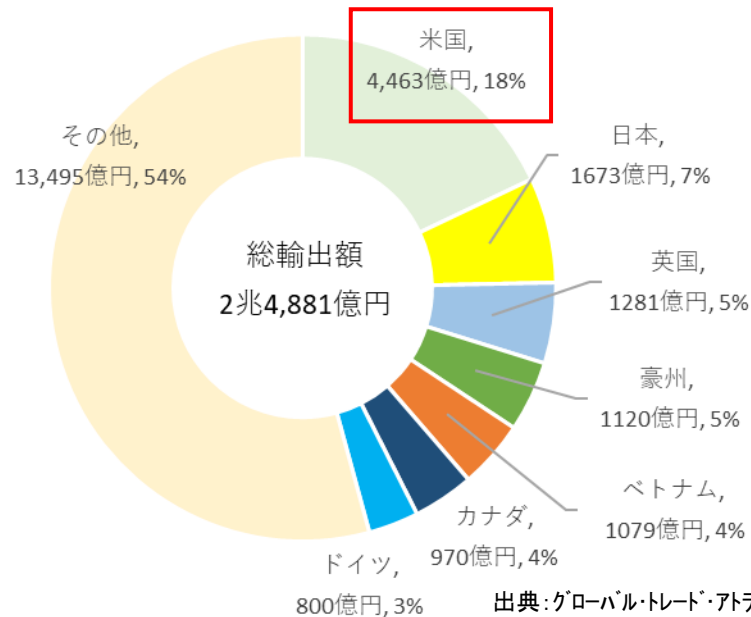
● カナダの対抗措置

- カナダは3月4日、米国からの一部輸入品に25%の追加関税を課す報復措置を発動。
- 3月12日に鉄鋼アルミニウムに25%、4月9日に自動車に25%の追加関税発動。

米国の関税政策（対中国・木材）について

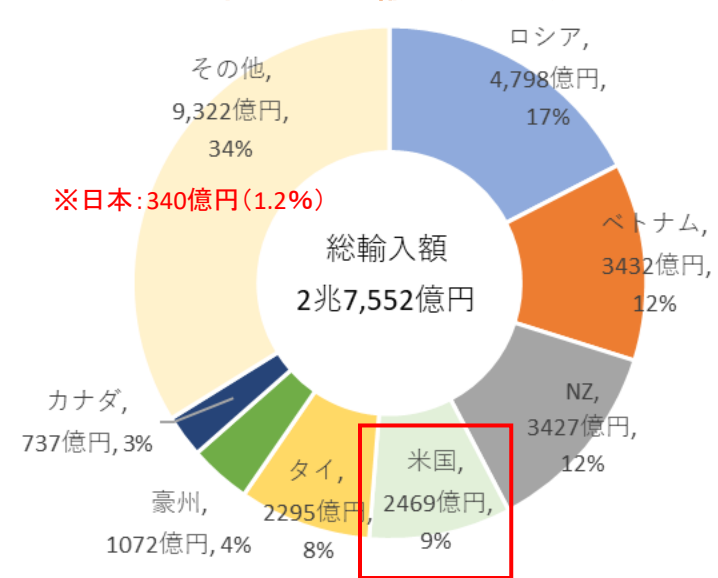
- 2月4日、中国からの輸入品に対し、10%の追加関税を実施。さらに、3月4日に追加関税を10%から20%に引き上げ（2019年の追加関税25%と合わせて45%）。
- 米国相互関税により、125%（木材HS4401-4413は適用除外）の追加関税。**
- 高加工度の木材（HS4414-4421）には、合わせて145%の追加関税（累計で170%）**

中国の木材輸出(2024)



出典: グローバル・トレード・アトラス、三菱UFJ銀行（為替相場）

中国の木材輸入(2024)



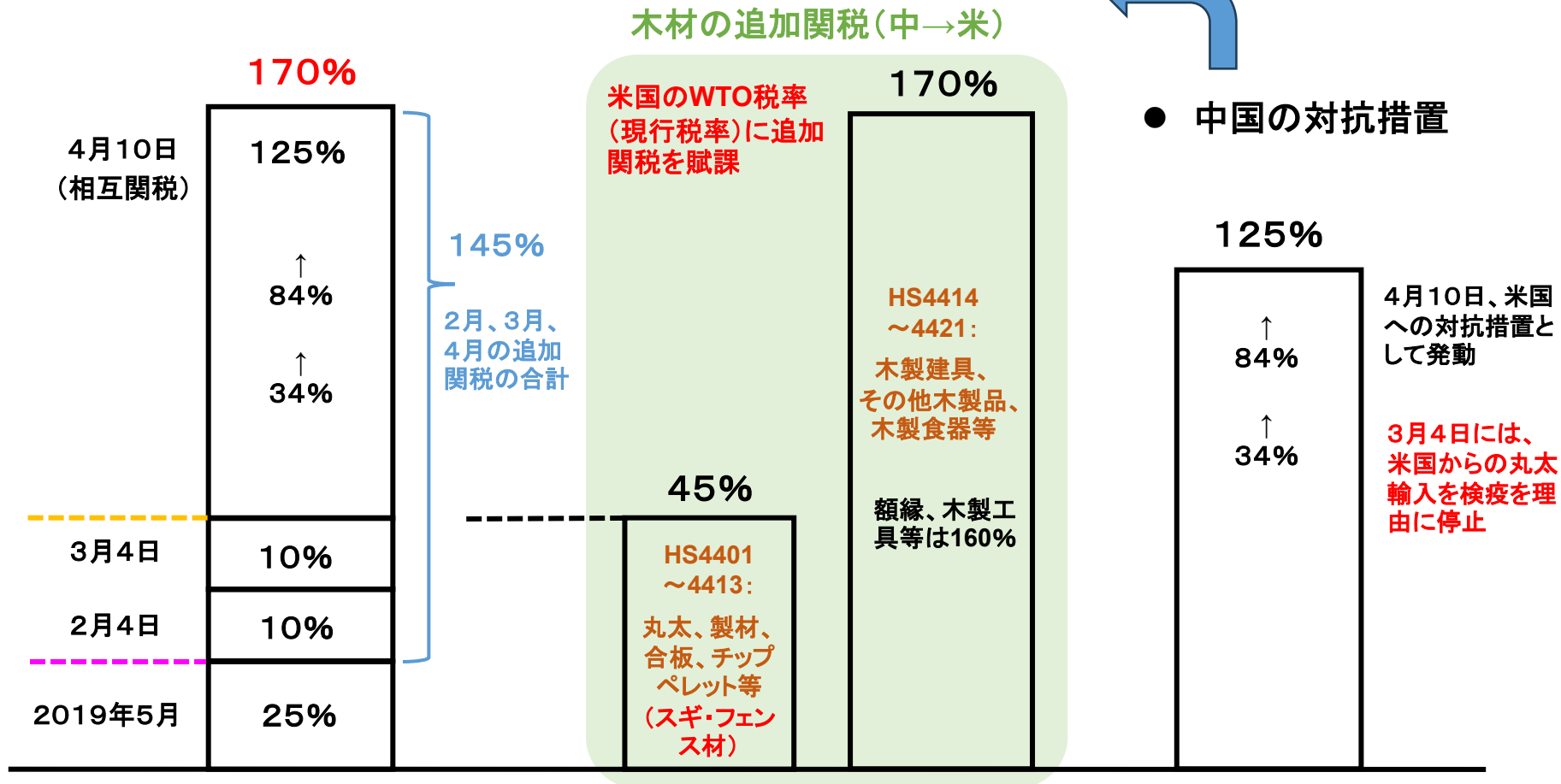
※日本: 340億円 (1.2%)

● 中国の対抗措置

- 2月10日、米国から輸入する石炭や液化天然ガス(LNG)などに最大15%の追加関税を発動。3月10日、米国から輸入する小麦やトウモロコシなどに最大15%の追加関税を発動。
- 3月4日、米国からの大豆(3社)及び**丸太の輸入について、検疫を理由に停止。**
- 4月12日、米国からの全ての輸入品に**125%の追加関税**を発動。

米国・中国の木材関税措置

● 米国の対中木材関税措置



- 4月の相互関税で丸太、製材、合板等(HS4401~4413)は適用除外。ただし、2019年5月の追加関税25%、2月3月の追加関税20%と合わせて、45%の追加関税が適用。
- 木材のうち、HS4414~4421は相互関税の適用となることから、累計で170%の追加関税が適用。

米国の木材関税率について

HS	品目説明	関税率
4401	チップ、ペレット、薪	0%～10%
4402	木炭	0%
4403	丸太	0%～10%
4404	木杭、棒	0%
4405	木毛及び木粉	3.2%
4406	枕木	0%
4407	製材	0%
4408	単板	0%
4409	さねはぎ加工	0%～4.9%
4410	パーティクルボード・OSB	0%
4411	繊維板・MDF	0%～6% 1.5%+ 0.019USD/kg
4412	合板、集成材	0%～13.4%
4413	改良木材	3.7%

HS	品目説明	関税率
4414	木製額縁	3.9%
4415	木製のケース・箱	0%～10.7%
4416	樽	0%～3.2%
4417	木製工具	0%～5.1%
4418	木製建具、建築用木工品、構造用集成材、CLT、LVL	0%～8%
4419	食卓用品・台所用品	3.2%～5.3%
4420	寄せ木・木製の装飾品	0%～4.3%
4421	その他の木製品	0%～10.7% 0.065USD/gross



HS 4414～4421: 4/2発表の米国関税政策により
WTO税率+10% (中国、カナダ除く)

※ 4月14日時点

・HSコード: 国際的に統一された商品分類コードのこと。

・関税率: WTO税率を記載。米国が外国(日本など)から木材を輸入する際の関税率(EPA税率等除く)。

我が国の木材関税率について

HS	品目説明	関税率
4401	チップ、ペレット、薪	0%
4402	木炭	0%
4403	丸太	0%～3.5%
4404	木杭、棒	0%～7.5%
4405	木毛及び木粉	2.5%
4406	枕木	0%
4407	製材	0%～6%
4408	単板	0%～6%
4409	さねはぎ加工	0%～7.5%
4410	パーティクルボード・OSB	5%～7.9%
4411	繊維板・MDF	2.6%
4412	合板、集成材	6%～10%
4413	改良木材	7%

HS	品目説明	関税率
4414	木製額縁	3.2%
4415	木製のケース・箱	2.8%～3.9%
4416	樽	2.2%
4417	木製工具	2.2%～2.8%
4418	木製建具、建築用木工品、構造用集成材、CLT、LVL	0%～6%
4419	食卓用品、台所用品	2.7%～4.7%
4420	寄せ木、木製の装飾品	0%～10%
4421	その他の木製品	0%～10%

・HSコード: 国際的に統一された商品分類コードのこと。

・関税率: WTO税率を記載。我が国が外国(米国など)から木材を輸入する際の関税率(EPA税率等除く)。

政府（農林水産省ほか）の対応について

- ・ 4月4日、農林水産物・食品の特別相談窓口を農林水産省本省、地方農政局等に設置。
- ・ 4月8日、農林水産省・食品分野に係る米国の関税措置対策チームを設置。
- ・ このほか、経済産業省ほか関係省庁と連携し、政府一体となって、必要な対策に万全を期す。

1. 特別相談窓口の設置（経済産業省・農林水産省）

経済産業省では、地方経産局及び全国の政府系金融機関、商工団体、中小企業基盤整備機構等に、米国による関税措置の影響が懸念される企業からの様々な相談を受け付ける特別相談窓口を設置（全国約1,000箇所）

農林水産省では、農林水産物・食品の特別相談窓口を農林水産省本省、地方農政局等に設置（4月4日）、**農林水産省・食品分野に係る米国の関税措置対策チームを設置（4月8日）**。林野庁からはチーム員として、**木材利用課長が参加**。

2. セーフティネット貸付の要件緩和（経済産業省）

日本政策金融公庫等が実施するセーフティネット貸付の要件を緩和し、支援対象を、米国の関税措置の影響を受ける事業者にまで拡大

3. 官民金融機関への相談呼びかけ（内閣府、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）

農林水産省を含む関係省庁で連携し、官民の金融機関に対し、資金繰り等に重大な支障を来すことがないよう、償還猶予や資金の融通の配慮を要請

4. 日本貿易保険（NEXI）による資金調達等の支援（経済産業省）

日本貿易保険（NEXI）は、輸入関税措置により影響を受ける、北米等で事業活動を行う日系子会社の資金ニーズに応えるため、運転資金の調達を支援。また、関税措置に起因した損失を、輸出保険のカバー対象に追加